

令和5年第10回大野町農業委員会議事録

令和5年10月5日、大野町農業委員長 目加田 菊次は、第10回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第17号 農地法第18条の6の規定による届出について
- 議第33号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第34号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第35号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第36号 農地転用後の事業計画申請について

出席農業委員（14名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
| 14番 國枝 治彦 委員 | 15番 飯沼 良一 委員 | |

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 所 勝重 委員 |
| 久保田 静眞 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 | 田代 定 委員 | |

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃

(令和5年10月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立—農業委員会憲章唱和]

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者は10番の山村隆昌委員、11番の野村茂雄委員にお願いしたいと思います。それでは報第16号について、事務局より説明願います。

[係長高島伸圭 報第16号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で995㎡でございます。

2番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で1,093㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。9筆で6,304㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。12筆で12,804.51㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で181㎡でございます。

報第16号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第16号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第17号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第17号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で使用賃借権が設定されておりましたが、令和5年8月31日付で合意解約がされたということで、通知されました。

2番と3番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃借権が設定されておりましたが、令和5年9月14日付で合意解約がされるということで、通知されました。

報第17号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第17号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第33号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第33号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（贈与）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は12,687㎡となります。担当推進委員は岡田委員と宮嶋委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は426㎡となります。担当推進委員は渡邊委員でございます。

議第33号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第33号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員・宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明とおりです。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第33号の2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第33号の1番から2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第30号の1番から2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第34号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[係長高島伸圭 議第34号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなり、また農地法施行令に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地に一般個人住宅を建築するために申請をされましたが、当該地はすでに一般個人住宅として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は小森委員でございます。

議第34号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の1番の案件につきまして、担当委員であります小森委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（小森富雄委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第34号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第34号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第35号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第35号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、こども園の園庭を拡張するために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

2番でございます。こちらの案件につきましては、議第36号農地法5条許可後の事業計画変更と一緒に後ほど説明させていただきます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、住宅への進入路とするために申請されましたが、当該地はすでに整地されており、始末書が添付されております。担当推進委員は久保田委員でございます。

4番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、農家分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は河田委員でございます。

5番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、事業用駐車場とするために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

6番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、産業廃棄物処理業資材置場とするために申請されましたが、当該地はすでに資材置場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は田代委員でございます。

7番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

8番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、土木・建設業資材置場とするために申請されましたが、当該地はすでに資材置場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は田代委員でございます。

議第35号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番・2番の案件につきまして、担当委員は所委員であります。2番の案件は後ほど議第36号で説明をしていただきます。それでは1番の案件につきまして、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の3番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静眞委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の4番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の5番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の6番から8番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番から8番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

6番と8番の案件については、8月に農振除外の許可がおりたということで、従前より無断転用と農振法違反をしていたことになると思われるが、このような案件についてどのようにお考えか。

○事務局長（吉村康弘）

6番の案件については、当該地を含めて一体で工場用地・資材置場として利用しており、当該地のみ農振除外がもれていたため、やむを得ないということで正規の手続きをとっていただいた。8番の案件については、申請者は手続きを行ったと仰っていましたが、かなり昔の話で申請書もなく、

確認する方法がなかったため、農振除外から正規の手続きをとっていただきました。ただ、農振除外や農地転用については、全体の農地の状況を見て影響が少ないと認められるところに限って追認を行っています。ただ、農地のど真ん中のなどで周りの農地に支障を及ぼすような案件については是正を行っております。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

農業委員会や町は、どのような場合違反転用等の是正を行うのか教えていただきたい。

○事務局長（吉村康弘）

農業委員会としては、転用申請がされていない状態で造成を始めた場合であれば工事を止めることができます。造成が終わってしまっている場合、当該地の農地性を判断して、そこが農地として利用価値が高いなど転用可能な農地でないとなった場合は是正措置を行います。そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には農地パトロールを重要な活動としてお願いしております。違反転用になる前に発見していただければ、造成中であれば事務局のほうで中止させることができます。議案の案件のように、転用済みで始末書を付けて申請が出てきますが、転用前に正規な手続きを行ってもらうのが本来のもので、違反転用にならないように農業委員会として農地パトロール等を重要視していただきたいです。また、一度造成済になった農地を現状復帰するように農業委員会から命令することは、農地性を判断して決めることとなっており、農地の利用価値が低いところを農地に戻すようなことまでしてしまうと自治体の方が訴えられて負けてしまう判例も出ています。

○議長（目加田菊次会長）

昔から違反転用の案件については色々問題がありました。以前に、前会長と私と事務局で県の方に行って違反転用の件で相談しましたが、すでに転用済の案件については原状復帰命令まですると裁判で負けてしまうとのことでした。よって先ほど事務局長も言ったように、農地パトロール等がいち早く違反転用を発見して事務局に連絡していただくことが一番だと思います。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

違反転用の罰則として罰金を取ることができるのか。始末書等で済んでしまえば、抑止力がないのではないのか。

○事務局長（吉村康弘）

違反転用者に対して、工事等の中止や現状復帰等の措置命令を行います。確かに罰金等の罰則の適用もありますが、当該地の農地性や公益性及び関係人の利益を判断してからとなります。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

それでは抑止力がはたらかない。

○事務局長（吉村康弘）

抑止力の面でいうと、広報での周知や、委員さんの農地パトロールになると思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の1番から8番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第35号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第36号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第36号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法による許可転用を受けた後、その事業計画を変更する場合は、事業計画変更申請により町長の承認が必要となっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。平成31年3月31日付で大野町指令農第1162号にて許可をされました太陽光発電施設を建設するための転用について、当初事業計画者が事業計画を達成できなくなったため、別の事業者が計画変更をすることとなったため申請されました。また、土地の現況が農地である場合については、改めて農地法第5条の許可も必要になるため、議第35号2番で許可申請も行っております。それでは農地法第5条の許可申請及び事業計画変更の内容を説明させていただきます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、貸駐車場とするために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

議第35号2番及び議第36号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号2番及び議第36号の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号2番及び議第36号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第35号2番及び議第36号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）


それでは、次回の農業委員会については11月6日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第10回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 月加田菊次 

委員 山村隆昌 

委員 野村茂雄 